

徳島県告示第五百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ脇町店  
所在地 美馬市脇町字拝原一七一一 一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
株式会社池田	同	同
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八 一一一	鶴田 直丈
株式会社アルカスイントーナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番	内山 誠一
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三二番地一	佐藤 順二
株式会社モリンホールディングス	香川県善通寺市生野町一〇六一番地	森本 宏樹

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
株式会社池田	同	同
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八 一一一	鶴田 直丈
株式会社アルカスイントーナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番	阪本 敏之
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三二番地一	佐藤 順二

4 変更年月日

令和五年五月二十三日

二 届出年月日

令和五年十一月二十二日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び美馬市経済部企業応援課

2 縦覧の期間 令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び美馬市経済部企業応援課において公告の日から一月間縦覧に供する。